

### 3. 事業者に対する取組

#### 3 1 事業者の環境保全への取組促進のための実施施策

##### (1) 事業者の取組促進のための実施施策(問 6)

###### 【全体的な傾向】

取組の進んでいる施策領域

- 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の17項目について、取組の進んでいる領域は、全体的にみると、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の低減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開なども少なくない(図表 III-31)

施策手法別の取組状況

- 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の17項目を、手法別にみると、最も多く実施されているのは「普及・啓発」(平均実施率31.2%)である。これに対して、「支援・誘導」(同5.5%)と「規制的手法」(同4.8%)の実施は必ずしも多くない(図表 III-31)
- 「規制的手法」では、『水質汚濁の防止』(実施率19.3%)が多く、「支援・誘導」では、『廃棄物のリサイクル』(同12.7%)、『環境保全型農業の促進』(同11.3%)が多い。
- 一方、「普及・啓発」については取組領域が多彩であるが、特に『廃棄物のリユース』(実施率57.2%)、『廃棄物のリデュース』(同56.4%)、『廃棄物のリサイクル』(同55.0%)の廃棄物関連の取組に積極的である。次いで、『環境情報の住民への開示』(同39.0%)や『水質汚濁の防止』(同38.8%)などの取組が多い。

図表 III-31 事業者の環境保全への取組促進のための手法別施策の実施状況(全体)

取組項目	(%)		
	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	1.0	6.8	29.1
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.6	7.8	25.3
(3) フロンガスの回収	1.6	1.8	24.1
(4) 大気汚染の防止	14.5	2.9	31.2
(5) 低公害車の導入	1.5	7.3	29.9
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.2	1.8	15.3
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.2	0.5	9.6
(8) 水質汚濁の防止	19.3	6.9	38.8
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	8.2	7.8	56.4
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	6.1	6.5	57.2
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	7.7	12.7	55.0
(12) 有害化学物質の利用抑制	4.4	0.7	21.5
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	9.0	4.3	16.8
(14) 環境保全型農業の促進	1.0	11.3	27.5
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.9	3.2	34.0
(16) 環境情報の住民への開示	2.5	2.4	39.0
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	1.5	9.5	19.2
(n=1,457) 手法別平均実施率	4.8	5.5	31.2

(注)網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

- 規制的手法 : 条例、規則、要綱等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の規制や課税・課徴金等を実施している場合。
- 支援・誘導 : 補助金、助成金、融資・利子補給等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の支援・誘導策を実施している場合。
- 普及・啓発 : パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等で、普及啓発活動を実施している場合。

#### 【基本属性別の特徴】

- 全体では実施率 4.8%の「規制的手法」について、基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市では『大気汚染の防止』(それぞれ 76.9%、58.3%)と『水質汚濁の防止』(同 82.1%、50.0%)の実施率が5～8割と高い。政令指定都市では廃棄物対策も比較的多い。市区町村の実施率は、『大気汚染の防止』と『水質汚濁の防止』を除けば非常に低い(図表 III-32)。
- 全体で実施率 5.5%の「支援・誘導」では、都道府県と政令指定都市の実施率は比較的高い。都道府県では『廃棄物のリサイクル』(69.2%)で最も多く、次いで『省エネ設備や省エネ建築の導入』(61.5%)であり、政令指定都市では、『低公害車の導入』(83.3%)が最も多い。市区町村では、『リサイクル』と『環境保全型農業の促進』以外の実施率は非常に低い(図表 III-33)。
- 「普及・啓発」は全体の実施率が 31.2%と高く、都道府県と政令指定都市で全項目の実施率は非常に高い。特に廃棄物対策が顕著である。また、政令指定都市の『有害化学物質の利用抑制』は全団体に実施している。市区町村でも全体的に実施率は高いが、特に廃棄物対策が6割弱と多い(図表 III-34)。

図表 III-32 事業者の取組促進のための「規制的手法」の実施状況(基本属性別)

取組項目	(%)		
	都道府県 n = 39	政令都市 n = 12	市区町村 n = 1,406
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	12.8	8.3	0.6
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	2.6	0.0	0.6
(3) フロンガスの回収	23.1	8.3	1.0
(4) 大気汚染の防止	76.9	58.3	12.4
(5) 低公害車の導入	23.1	8.3	0.9
(6) ディーゼル車の利用抑制	12.8	8.3	0.8
(7) モーダルシフト・物流の効率化	2.6	0.0	0.1
(8) 水質汚濁の防止	82.1	50.0	17.3
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	35.9	50.0	7.1
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	12.8	41.7	5.6
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	17.9	41.7	7.1
(12) 有害化学物質の利用抑制	33.3	25.0	3.4
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	17.9	33.3	8.5
(14) 環境保全型農業の促進	5.1	0.0	0.9
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	2.6	8.3	1.8
(16) 環境情報の住民への開示	12.8	8.3	2.1
(17) ISO14001や環境活動評価プログラム等の導入促進	2.6	0.0	1.5

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-33 事業者の取組促進のための「支援・誘導」の実施状況（基本属性別）

(%)

取組項目	都道府県 n = 39	政令都市 n = 12	市区町村 n = 1,406
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	61.5	41.7	5.0
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	59.0	41.7	6.0
(3) フロンガスの回収	17.9	16.7	1.2
(4) 大気汚染の防止	35.9	33.3	1.7
(5) 低公害車の導入	56.4	83.3	5.3
(6) ディーゼル車の利用抑制	23.1	33.3	0.9
(7) モーダルシフト・物流の効率化	2.6	16.7	0.4
(8) 水質汚濁の防止	30.8	41.7	5.9
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	46.2	16.7	6.7
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	43.6	8.3	5.4
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	69.2	8.3	11.2
(12) 有害化学物質の利用抑制	10.3	8.3	0.4
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	23.1	41.7	3.5
(14) 環境保全型農業の促進	56.4	16.7	10.0
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	12.8	8.3	2.8
(16) 環境情報の住民への開示	7.7	8.3	2.2
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	53.8	41.7	8.0

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-34 事業者の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況（基本属性別）

(%)

取組項目	都道府県 n = 39	政令都市 n = 12	市区町村 n = 1,406
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	76.9	83.3	27.3
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	76.9	91.7	23.3
(3) フロンガスの回収	79.5	83.3	22.0
(4) 大気汚染の防止	53.8	83.3	30.2
(5) 低公害車の導入	79.5	66.7	28.2
(6) ディーゼル車の利用抑制	30.8	41.7	14.7
(7) モーダルシフト・物流の効率化	66.7	66.7	7.5
(8) 水質汚濁の防止	53.8	83.3	38.1
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	79.5	83.3	55.5
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	82.1	83.3	56.3
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	66.7	83.3	54.4
(12) 有害化学物質の利用抑制	69.2	100.0	19.5
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	64.1	66.7	15.1
(14) 環境保全型農業の促進	79.5	75.0	25.6
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	87.2	75.0	32.1
(16) 環境情報の住民への開示	79.5	91.7	37.4
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	69.2	66.7	17.4

(注) 網掛けは40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における事業者の環境保全への取組促進のための施策実施状況をみると、いずれの施策項目、いずれの施策手法についても、全般的に人口規模が大きくなるほど実施率は高くなる傾向がある。
- ここでは、平均実施率の高い「普及・啓発」について、施策項目ごとに人口規模の違いによる実施率の変化を分析する（図表 III-35）。
- 全ての人口規模において実施率がほぼ40%を越す項目は、廃棄物対策の3項目であるが、いずれも人口規模の増加とともに実施率は上昇する傾向がある。特に、廃棄物対策では「1万人未満」と「10万人以上」を比較すると、20ポイント以上の差がある。
- 『省エネ設備や省エネ建築の導入』や『自然・未利用エネルギーの利用』のエネルギー関連については、「1万人未満」と「10万人以上」では実施率に約4倍の差がある。同様に、『低公害車の導入』『ディーゼル車の利用抑制』『モーダルシフト・物流の効率化』の交通関連でも、実施率には約4倍の差がみられる。これらは都市活動の大きさに起因する環境問題であることから、都市規模が大きくなるほど実施率は高くなるものと考えられる。
- 『ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進』では、「10万人以上」の実施率は42.4%と高く、「1万人未満」と「10万人以上」の実施率では7倍もの差がある。

図表 III-35 事業者の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況（人口別）

取 組 項 目	(n=1,418) ( % )				
	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	13.3	14.6	24.6	38.0	59.5
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	10.4	14.1	20.7	30.8	53.3
(3) フロンガスの回収	16.1	19.0	17.2	24.8	38.9
(4) 大気汚染の防止	18.2	24.7	30.5	35.5	51.8
(5) 低公害車の導入	14.4	19.8	25.1	37.6	54.1
(6) ディーゼル車の利用抑制	7.2	7.6	8.9	20.1	35.4
(7) モーダルシフト・物流の効率化	2.6	2.2	5.4	7.7	25.7
(8) 水質汚濁の防止	33.1	34.4	41.9	41.0	46.3
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	49.6	48.0	57.1	56.0	73.9
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	49.6	48.8	56.2	57.7	76.3
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	51.3	47.4	55.2	53.0	70.8
(12) 有害化学物質の利用抑制	12.4	11.1	15.3	23.5	44.0
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	4.9	7.9	14.3	20.9	36.6
(14) 環境保全型農業の促進	17.0	18.2	27.6	35.5	39.3
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	20.7	23.3	33.5	40.2	53.7
(16) 環境情報の住民への開示	29.1	29.3	36.9	42.7	58.4
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	6.1	9.5	15.3	23.9	42.4

（注）網掛けは40%以上を示す。

## (2) 事業者との連携・協働状況(問7)

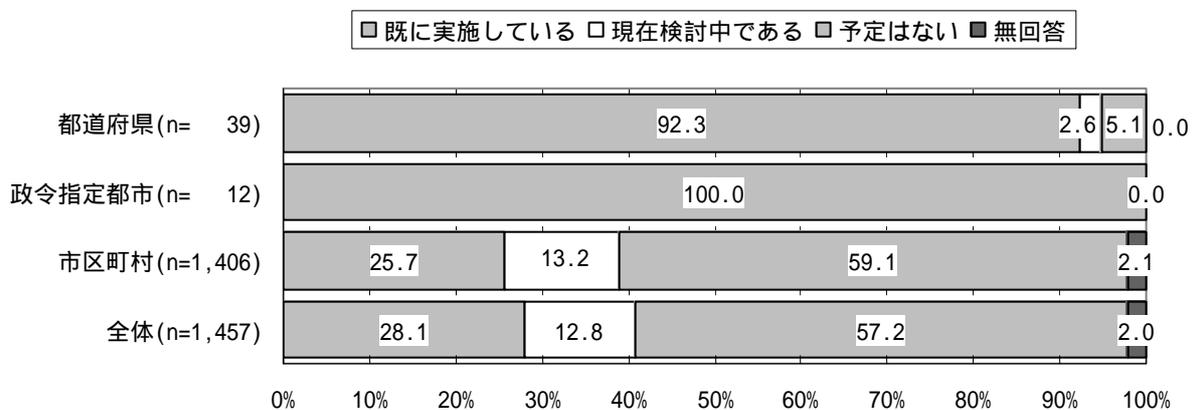
### 【全体的な傾向】

- 工場や事業所などとの連携・協働（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）の取組については、「既の実施中」（28.1%）が約3割、「現在検討中」（12.8%）を加えても、約4割（40.9%）である（図表 III-36）。

### 【基本属性別の特徴】

- 工場や事業所などとの連携・協働について、都道府県や政令指定都市では「既の実施中」が約9割（それぞれ92.3%、100.0%）、「現在検討中」を加えると、いずれもほぼ全数を占める（図表 III-36）。
- 市区町村においては、「既の実施中」は25.7%であり、「現在検討中」（13.2%）を加えても約4割（38.9%）に過ぎない。

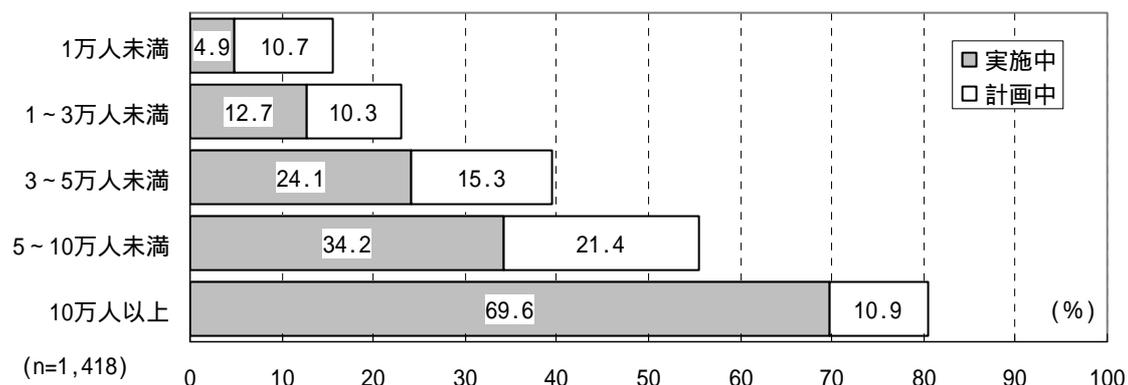
図表 III-36 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況（全体+基本属性別）



### 【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村における工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況を人口別に見ると、人口規模の増加に応じてその実施率は大きく上昇する。「1万人未満」の実施率は4.9%であるが、「3~5万人未満」では24.1%となり、さらに「10万人以上」では69.6%までに上昇する（図表 III-37）。
- 「10万人以上」では実施中に検討中（10.9%）を加えると、8割（80.5%）が実質的に連携・協働していることになる。

図表 III-37 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況（人口別）



### (3) 事業者との連携・協働の具体的な実施事例(問 7-1:自由記述)

#### 【都道府県】

- 事業者などとの環境保全活動の連携・協働活動について、都道府県から具体的な実施内容の回答があった。
- 都道府県の取組における特徴として、まずあげられるのが“環境県民会議”などの設立・運営であり、環境フェアなどのイベントとともに事例紹介・情報交換や環境学習・研究の機会を提供している。例えば、「あきたエコ&リサイクルフェスティバル(秋田県)」「クリーンアップフェア・エコテックとちの環・とちの環県民会議(栃木県)」「アジェンダの日開催(神奈川県)」「北陸環境共生会議(石川県)」「信州環境フェア(長野県)」「びわ湖環境フェア(滋賀県)」「エコ・フェスタおかやま(岡山県)」「ひろしま地球環境フォーラム(広島県)」「やまぐちいきいきエコフェア(山口県)」などがある。
- ゼロエミッションや廃棄物に対する取組事例も多く、「産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助(岩手県)」「多量排出事業者減量化推進事業(茨城県)」「クリーンエリア宣言事業所(福井県)」「循環型環境産業創出事業(大分県)」などがある。
- 環境保全事業や研究開発を支援する取組として、「環境経営セミナー(千葉県)」「環境関連技術・製品開発に対する連携・支援(福井県)」「リサイクル製品の安全性に係わる技術支援(鳥取県)」「産学官民をコーディネートし、リサイクルに係わる技術や社会システムの実現に関する共同研究の実施(福岡県)」などがある。

#### 【政令指定都市】

- 回答のあった政令指定都市における取組は、事業者などの環境意識を高める環境フェアやシンポジウム・講演会、特に情報発信・交換に重点をおいた事例紹介が中心である。例えば「環境広場さっぽろ(札幌市)」「環境デーなごや(名古屋市)」などがある。

#### 【東京 23 区の特徴】

- 回答のあった東京 23 区における取組は、政令指定都市同様に、環境意識をたかめる情報発信・交換に重点をおいた事例紹介が中心である。たとえば「環境(エコ)フェスタ(台東区)」「しながわ ECO フェスティバル(品川区)」などがある。

#### 【市町村の特徴】

- 市町村の取組でもテーマを絞った取組が広がっている。例えば、事業者の ISO14001 認証取得の促進のための連絡会議やネットワーク協議会、懇談会、研究会、研修会などが設置され、ユニークな取組としては「事業版 ISO、家庭版 ISO、学校版 ISO」づくりがある。地球温暖化防止のために実行計画に基づく事業者との研修会や市民・事業者・行政の三位一体となった取組を行うためエコネットワークの設立もある。
- 多くの市町村では環境意識向上のためのイベントが開催されており、例えばアイドリングストップステッカーの事業所への配布、廃棄物収集業者が集めた優良粗大ゴミのリサイクルまつり等での無料配布、環境イベントの企業等と共同実施、環境フェアでの省エネ家電等の展示などがある。
- 環境配慮型店舗を認定・登録する制度をもつところがあり、例えばエコショップ登録制度、マイバックや簡易包装に取り組み小売店の認定制度がある。またスーパーマーケットとの連携によるマイバックキャンペーンや再生商品使用促進キャンペーンを小学生の環境学習支援として行う事例もある。

### 3 2 事業者との「環境保全に関する協定」の締結

#### (1) 事業者との「環境保全に関する協定」の締結状況(問 8)

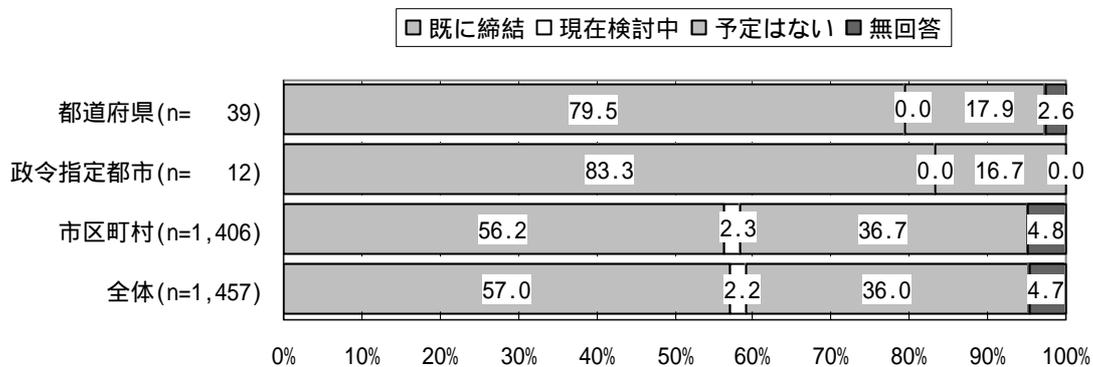
##### 【全体的な傾向】

- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」(公害防止協定や環境保全協定など)を既に締結しているのは、全体では約6割(57.0% : 831 団体)である(図表 III-38)。

##### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県(79.5% : 31 団体)と政令指定都市(83.3% : 10 団体)では、7割強が既に「環境保全に関する協定」を締結している(図表 III-38)。
- 市区町村においては、締結済みは5割(56.2% : 790 団体)であり、半数以上占めている。

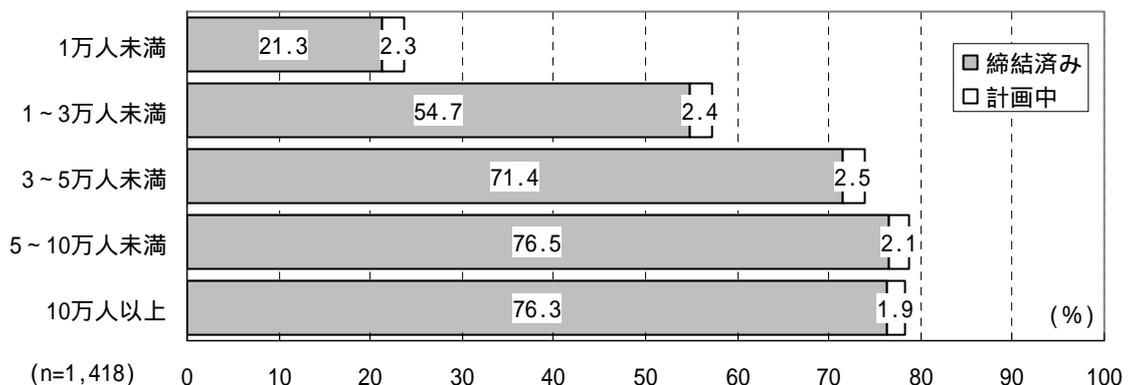
図表 III-38 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況(全体+基本属性別)



##### 【市区町村】

- 約半数(800 団体)の市区町村が工場や事業所などと「環境保全に関する協定」を締結しているが、これを人口別にみると、「1万人未満」では21.3%であるに対して「10万人以上」では76.3%まで上昇する(図表 III-39)。

図表 III-39 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況(人口別)



## (2) 事業者との「環境保全に関する協定」の導入理由(問 8-1)

### 【全体的な傾向】

- 条例や要綱ではなく、「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、『地域や事業に応じた適切な対策』(66.7%)や『予測される公害を事前にチェック』(51.4%)、あるいは『住民の意見の反映』(31.0%)などの柔軟性や個別性である(図表 III-40)。
- さらには、『事業者と情報交換が可能』(39.4%)などの相互理解性も認識されている。

### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村別に協定導入の主たる理由をみても、それぞれにおいて理由の優先順位に大きな差異はみられない。協定導入理由として多い順に列挙すると、『地域や事業に応じた適切な対策』(6~7割)、『予測される公害を事前にチェック』(4~5割)、さらに『事業者と情報交換が可能』(3~4割)である(図表 III-40)。

図表 III-40 「環境保全に関する協定」を導入した理由(全体+基本属性別)

導入理由	(%)			
	全体 n=831	都道府県 n=31	政令都市 n=10	市区町村 n=790
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができ	66.7	77.4	70.0	66.2
条例や要綱で規制することが法令上困難である	11.1	6.5	30.0	11.0
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.4	0.0	0.0	0.4
協定締結までに時間がかからない	10.5	16.1	10.0	10.3
条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため	31.0	19.4	20.0	31.6
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	39.4	45.2	30.0	39.2
予測される公害を事前にチェックすることができる	51.4	48.4	50.0	51.5

(注)網掛けは、基本属性のそれぞれ上位3項目を示す。

### 【市区町村の属性別の特徴】

- 『地域や事業に応じた適切な対策』では人口規模に応じて比率が高くなるが、逆に『住民の意見の反映』などのように人口規模が低いほど比率が高くなる理由もある(図表 III-41)。

図表 III-41 「環境保全に関する協定」を導入した理由(人口別)

導入理由	(%)				
	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができ	56.8	60.4	64.1	67.0	76.5
条例や要綱で規制することが法令上困難である	6.8	11.4	8.3	11.2	14.8
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.0	0.0	0.7	0.6	0.5
協定締結までに時間がかからない	13.5	15.8	8.3	10.6	4.6
条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため	27.0	35.6	36.6	30.7	25.0
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	31.1	39.6	40.7	42.5	37.8
予測される公害を事前にチェックすることができる	52.7	52.5	55.2	50.8	48.5

(注)網掛けは各導入理由の中で最も比率の高い人口規模を示す。

### (3) 事業者との「環境保全に関する協定」の有効性(問 8-2)

#### 【全体的な傾向】

- 既に「環境保全に関する協定」を締結している地方公共団体（831 団体）に、環境問題の解決に対する協定の有効性をたずねた。全体では、『効果的な手法である』（35.4%）が3割以上で、『内容によっては効果的となる』（49.6%）が5割弱であり、合わせて8割以上（85.0%）が有効性を認めている。ただし、『効果は限定的である』（9.5%）も1割程度ある（図表 III-42）。

#### 【基本属性別の特徴】

- 基本属性別にみると、都道府県では『効果的な手法である』が約5割（51.6%）を占めるが、政令指定都市と市区町村では『内容によっては効果的となる』（それぞれ70.0%、49.5%）が多い（図表 III-42）。

図表 III-42 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性（全体+基本属性別）  
（%）

有効性	全体 n=831	都道府県 n=31	政令都市 n=10	市区町村 n=790
効果的な手法である	35.4	51.6	20.0	34.9
内容によっては効果的となる	49.6	45.2	70.0	49.5
効果は限定的である	9.5	3.2	0.0	9.9
わからない	4.3	0.0	10.0	4.4

（注）網掛けは、それぞれ首位項目を示す。

#### 【市区町村の属性別の特徴】

- 「環境保全に関する協定」の締結の有効性の判断について人口別にみても、人口規模による差異はあまりみられない（図表 III-43）。

図表 III-43 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性（人口別）  
（n=800）  
（%）

有効性	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
効果的な手法である	44.6	32.2	31.7	30.7	39.8
内容によっては効果的となる	47.3	48.5	49.0	54.2	49.5
効果は限定的である	2.7	12.4	13.8	10.6	5.6
わからない	4.1	5.9	4.8	2.8	3.6

（注）網掛けは各導入有効性の中で最も比率の高い人口規模を示す。

#### (4) 事業者との「環境保全に関する協定」の有効性の担保条件(問 8-3)

##### 【全体的な傾向】

- 「環境保全に関する協定」の有効性を担保するには何が必要かについてたずねた。全体では、『地方公共団体や住民の立入調査』(72.9%)と『具体的な数値目標の設定』(68.3%)が首位を占め、透明性や具体性が特に重視されている(図表 III-44)。

##### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『地方公共団体や住民の立入調査』と『具体的な数値目標の設定』が上位を占めているが、都道府県では『環境データの開示義務』、政令指定都市では『協定の見直し手続き』がそれぞれ4割を超えている(図表 III-44)。

図表 III-44 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要条件(全体+基本属性別)

必要要件	(%)			
	全体 n = 716	都道府県 n = 31	政令都市 n = 9	市区町村 n = 676
住民が当事者や立会人として参加	35.6	19.4	22.2	36.5
協定の内容が公開	28.1	35.5	44.4	27.5
数値目標等具体的な目標	68.3	80.6	77.8	67.6
計画書の提出義務	33.4	38.7	33.3	33.1
環境データの開示義務	43.2	45.2	22.2	43.3
操業停止等違反時の制裁措置	41.2	38.7	22.2	41.6
地方公共団体や住民等の立入調査	72.9	96.8	44.4	72.2
協定の点検や見直しの手続き	34.9	38.7	44.4	34.6

(注) 網掛けは、基本属性別の上位3項目を示す。

##### 【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別にみると、全体的には規模別の大きな差異はみられないが、傾向としては規模が大きいほど幾分比率が高くなるが、『当事者や立会人としての住民参加』は逆の傾向がある(図表 III-45)。

図表 III-45 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要条件(人口別)

(n=685)

(%)

必要条件	(%)				
	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
住民が当事者や立会人として参加	43.1	47.9	36.5	34.6	23.9
協定の内容が公開	31.9	25.5	24.3	26.3	31.8
数値目標等具体的な目標	54.2	61.8	65.2	67.9	80.7
計画書の提出義務	26.4	28.5	33.0	30.8	42.0
環境データの開示義務	36.1	38.2	47.0	43.6	47.2
操業停止等違反時の制裁措置	43.1	43.0	47.0	35.3	40.9
地方公共団体や住民等の立入調査	68.1	69.7	75.7	71.2	73.3
協定の点検や見直しの手続き	25.0	23.6	38.3	36.5	45.5

(注) 網掛けは各必要要件の中で最も比率の高い人口規模を示す。